令和3年10月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和3年10月5日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社飯山観光（法人番号：6021002037221）　代表者　小林　久美子
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県厚木市飯山4622 （本社営業所）神奈川県厚木市飯山4622
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和3年5月17日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(3)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　4点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年10月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和3年10月5日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社スター交通（法人番号：4070001025630）　代表者　碓氷　浩敬
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　群馬県邑楽郡大泉町大字坂田字西原256-2 （東京営業所）東京都足立区六木3-36-5　ﾎﾞﾅｰﾙU101
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　140日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和2年12月14日、令和2年12月15日、令和3年1月12日、令和3年1月22日、令和3年1月28日及び令和3年2月19日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運送引受書の交付義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(5)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(10)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　14点 当該事業者の累積点数　14点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年10月26日掲載※
（令和3年10月5日）

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和3年10月5日
（２）事業者の氏名又は名称	第一観光株式会社（法人番号：7090001004951）　代表者　大木　俊隆
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　山梨県南アルプス市西南湖967-1 （本社営業所）山梨県南アルプス市西南湖967-1
（４）行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和3年7月12日及び令和3年7月19日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　4点 当該事業者の累積点数　7点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

※当該行政処分等については、令和３年１０月５日付で公表すべきものですが掲載作業に不備があったため公表が遅れたものです。